

犬の飼い主さんへ お願いします



年に1回、狂犬病予防注射を受けましょう！

☆狂犬病予防法（第5条）で定められています。

毎年4月から6月は狂犬病予防注射の接種期間です。
動物病院または集合注射会場で受けましょう。

鑑札・注射済票を首輪等につけましょう！

犬を登録すると、鑑札が交付されます。
また、毎年狂犬病予防注射を受け、
注射済票の交付を受けましょう。
迷子になった時に鑑札や注射済票の番号
で飼い主を特定することができるので、
必ず首輪等につけておきましょう。

☆狂犬病予防法（第4条、第5条）で
定められています。



散歩前に自宅で排せつするようしつけをしましょう！

犬の散歩は運動や飼い主とのコミュニケーションの目的で行い、排せつは自宅でできるようにしておくこと、天候や調子の悪い時など、散歩に行けないときに困りません。散歩時に排せつした場合は必ず片付け持ち帰るよう、道具を持参しましょう。尿をした場合は、水をかけるだけでは臭いが残ったり、かえって広げてしまうこともあります。ペットシート等で吸い取るなどの配慮に努めてください。

ご近所迷惑にならないように飼いましょう！

鳴き声や悪臭などでご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
普段からしつけをしておくこと、災害等のいざという時にも安心です。

事故を防ぎましょう！

放し飼いは迷子や事故の原因になるので、やめましょう。
長いリードは十分に犬を制御できません。外出時はリードは短めにしてください。
飼い犬が人をかむなどの事故を起こした時は、各区役所生活衛生課に届け出てください。

☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（第7条、第9条）で定められています。

ドッグランやサービスエリアなど
お出かけ先での事故に気を付けて！

横浜市動物愛護センター

横浜市神奈川区菅田町75-4 Tel:045-471-2111 Fax:045-471-2133